業務管理者のみ変更（追加、抹消等）する場合

業務管理者のみ変更（追加、抹消等）する場合は、新規登録時の申請方法（電子申請・書面申請）を問わず、**変更が生じた日から３０日以内**に「業務管理者の配置状況」【別記様式第５号（新規申請時と同じ様式）】等を**下記メールアドレス又は住所宛に提出**してください。

（具体例）

【追加する場合】

業務管理者の追加の場合は、別記様式第５号に以下のいずれかの書類を添付の上、提出してください。

①賃貸不動産経営管理士証及び業務管理者移行講習修了書
②賃貸不動産経営管理士認定証書及び業務管理者移行講習修了書
③宅地建物取引士証及び業務管理者指定講習修了書
※令和３年度以降の賃貸不動産経営管理士試験合格者は「賃貸不動産経営管理士証」又は「賃貸不動産経営管理士認定証書」のみ添付してください。

【抹消する場合】

業務管理者を抹消する場合は、別記様式第５号のみ提出してください。

なお、抹消にあたっては、賃管法に基づき、当該営業所又は事務所に最低１名以上の業務管理者が配置されている必要がありますのでご留意ください。

【配置換えする場合】

業務管理者を配置換え場合は、別記様式第５号のみ提出してください。
（本店⇒Ａ支店に配置換えする場合など）

※婚姻等により姓が変更になり、別記様式第５号に記載した姓名と資格者証の姓名に齟齬がある場合は、運転免許証（裏面に氏名変更の記載があるもの）や戸籍謄本の写しなど、変更前後の氏名を確認できる書類を合わせて提出してください。

【提出先・問い合わせ先】

〒０６０－８５１１
札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎１４階
国土交通省 北海道開発局 事業振興部 建設産業課
賃貸住宅管理業担当　宛
電話番号　０１１－７０９－２３１１　（内線５８５６）
メールアドレス　hkd-ky-tintai@gxb.mlit.go.jp